

平成26年8月20日

神戸市長 久元喜造様

神戸市監査委員	谷	口	時	寛	
同	荻	阪	伸	秀	
同	梅	田	幸	広	
同	川	原	田	弘	子

決算及び基金運用状況の審査意見の提出について

地方公営企業法第30条第2項及び地方自治法第241条第5項の規定により、平成25年度神戸市公営企業会計（下水道事業会計，港湾事業会計，新都市整備事業会計，自動車事業会計，高速鉄道事業会計，水道事業会計，工業用
水道事業会計）決算及び決算附属書類並びに平成25年度神戸市下水道事業基金運用状況を審査し，次のとおりその意見を提出します。

目 次

平成25年度神戸市公営企業会計決算審査意見

第1 審査の対象	1
第2 審査の方法	1
第3 審査の期間	1
第4 審査の結果	1

下水道事業会計

1 総括	8
2 業務実績	10
3 予算の執行状況	11
4 経営成績	13
5 財政状態	17
6 その他	19
《決算審査資料》	21

港湾事業会計

1 総括	24
2 業務実績	26
3 予算の執行状況	30
4 経営成績	32
5 財政状態	36
6 その他	39
《決算審査資料》	41

新都市整備事業会計

1 総括	44
2 業務実績	45
3 予算の執行状況	47
4 経営成績	49
5 財政状態	53
6 その他	55
《決算審査資料》	56

自動車事業会計

1 総括	60
2 業務実績	62
3 予算の執行状況	62
4 経営成績	64
5 財政状態	68
6 その他	71
《決算審査資料》	74

高速鉄道事業会計

1 総括	78
2 業務実績	80
3 予算の執行状況	81
4 経営成績	84
5 財政状態	91
6 その他	93
《決算審査資料》	96

水道事業会計

1 総括	100
2 業務実績	102
3 予算の執行状況	103
4 経営成績	106
5 財政状態	110
6 その他	112
《決算審査資料》	114

工業用水道事業会計

1 総括	118
2 業務実績	119
3 予算の執行状況	120
4 経営成績	122
5 財政状態	126
6 その他	128
《決算審査資料》	130

平成25年度神戸市下水道事業基金運用状況審査意見

第1 審査の対象	134
第2 審査の方法	134
第3 審査の期間	134
第4 審査の結果	134
第5 基金の運用状況	134

凡 例

- 1 文中で用いる金額は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。
- 2 各表中の数値は、原則として表示単位の一つ下の位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「－」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」----- 増加率が1,000%以上のもの。
- 5 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。

平成25年度神戸市公営企業会計決算審査意見

第1 審査の対象

平成25年度	神戸市下水道事業会計決算
平成25年度	神戸市港湾事業会計決算
平成25年度	神戸市新都市整備事業会計決算
平成25年度	神戸市自動車事業会計決算
平成25年度	神戸市高速鉄道事業会計決算
平成25年度	神戸市水道事業会計決算
平成25年度	神戸市工業用水道事業会計決算

第2 審査の方法

- 1 この審査では、各事業の会計決算諸表が経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを審査するとともに、各事業の運営が経営の基本原則に基づいて行われているかどうかについて分析した。
- 2 決算諸表の表示については、決算諸表の計数と総勘定元帳等の会計帳簿・証拠書類の計数との照合、証拠書類の点検、帳簿記録の審査及び責任者に対する質問等により検証した。
- 3 事業の運営については、主として年度比較により事業の推移を把握し、その経営内容を分析した。

第3 審査の期間

平成26年5月29日～8月20日

第4 審査の結果

- 1 決算諸表の記載様式及び記載事項は、法令に従って作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。
- 2 事業の運営については、総じて経営の基本原則に沿って行われていると認められた。
業務面では、各事業において市民生活の安定、経済の活性化及び都市基盤の整備を図り、公共の福祉の増進に努めた。
経営面では、7事業会計のうち港湾事業会計及び自動車事業会計が計17億円の純損失を計上したが、7事業会計全体の当年度純損益では差し引き16億円の黒字であり、当年度末で未処理欠損金を計上している3事業会計の未処理欠損金の合計は1,334億円となっている。

資金面では、第1表のとおり、流動資産から流動負債を差し引いた資金の在 high (正味運転資本) が2事業会計でマイナスになっているが、全体では1,463億円のプラスとなっている。

第1表 当年度純損益等の状況

(単位：億円)

会 計	当年度純損益	未処理欠損金	資金在 high
下水道事業	4	64	266
港湾事業	△17	41	54
新都市整備事業	22	—	1,025
自動車事業	△0	—	△8
高速鉄道事業	2	1,229	△69
水道事業	2	—	167
工業用水道事業	3	—	28
合 計	16	1,334	1,463

備考：資金在 high = 流動資産 - 流動負債

以下、各事業会計ごとに総括、業務実績、予算の執行状況、経営成績及び財政状態について述べる。特に、審査意見において述べている事項について留意されたいが、その概略は次のとおりである。

(1) 下水道事業会計

使用料収入の3年連続の減少や減価償却費の増加があったものの、経費削減や支払利息の減少により4億円の純利益を計上した。

下水道事業は大規模投資を必要とする資本集約型事業であり、施設は長期間の稼働を前提としており、短期の需要量に応じて弾力的に増減することは困難である。今後の需要動向や事業特性を考慮した長期的展望に立った経営を行う必要性が一層高まっていることから、次期中期経営計画などの策定にあたっては、今後見込まれる需要減少や資本費負担の一層の増加に対応するための徹底した経費削減、事業費の増高が見込まれる汚水管渠の改築更新に対応するための事業費抑制や投資の選別、処理場等の施設の更新における規模の適正化についても十分留意されたい。また、下水道には地球環境の保全に貢献していくことが求められていることから、環境負荷を軽減するとともに、自然と共生する環境を創造するための適切な取組を進められたい。

(2) 港湾事業会計

經常損益は2年連続改善しているが、固定資産の売却損等により純損失は前年度に比べ83億9千万円減少し、17億2千万円となった。

大きな変化の中にある神戸港の港湾管理者として、従来以上に産業構造の変化などに注視し、

課題や原因の分析を掘り下げて行い、利用の底上げに取り組まれない。

阪神港として目標に掲げている外貨コンテナ貨物取扱量 490 万 TEU（目標年次：平成 27 年）の達成を目指されたい。しばらくは高い水準で地域開発事業債の償還負担が続くことから、創貨対策へつながる企業誘致に努められたい。また、環境に配慮した港の整備に取り組まれるとともに、観光資源を活用したさらなる客船の誘致に励まれたい。

(3) 新都市整備事業会計

企業債残高は、ピーク時の平成 20 年度に比べ、1,449 億円が減少したが、ここ数年間は、未だ高水準の企業債償還が続く厳しい局面にあることから、今後の事業収入の動向や、企業債償還に向けた財政的な取組みは、重要な課題である。引き続き早期土地売却による企業債償還財源の確保に努められたい。

また、全市的に、計画的開発団地におけるオールドタウン化の課題解決に向けて取り組む中、少子超高齢社会の進展等に伴って生じる地域ニーズの変化を注視・把握して、あらゆる世代にとって住みやすいまちとなるよう、ニュータウンの魅力向上に努められたい。

(4) 自動車事業会計

平成 23 年度に「神戸市営交通事業 経営計画 2015」を策定し、3 年目の経営成績として、2 千万円の純損失を計上した。営業損益は前年度より悪化し 12 億円の損失を計上し、資金面でも不良債務額は前年度より 1 億円悪化し、7 億 9 千万円となっている。

収支改善努力を継続し、単年度黒字の確保と累積資金不足の縮小を掲げた経営計画の財政目標の達成と、一般会計補助への依存度軽減に取り組まれたい。さらに、地域ニーズの把握及び的確な対応に取り組まれたい。

(5) 高速鉄道事業会計

「神戸市営交通事業 経営計画 2015」の下に経営改善等に努め、前年度より乗車人員が増加した。また、駅構内営業料の増加や減価償却費の減少により営業損益は改善し、企業債の償還の進捗によって支払利息が減少したことにより、経常損益は好転し、当年度は純利益を 1 億 8 千万円計上し、繰越欠損金は 1,229 億円に減少した。

海岸線はインナーシティ対策を主な目的としており、今後とも、沿線住民や事業者とより一層連携し、乗車状況及び見通しの分析のもと、市をあげて沿線のまちづくりや沿線の活性化などに積極的に取り組み、海岸線の財政目標の達成に向け、全力で取り組まれたい。

(6) 水道事業会計

給水収益は減少したが、引き続き経費節減等に努めた結果、2億3百万円の純利益を計上している。しかし、超高齢社会の進展や節水機器の普及などによる水需要の減少により、今後も給水収益の伸びは期待できない一方、費用面では減価償却費等の増が見込まれるとともに物件費も増加傾向にある。引き続き「中期経営目標 2015」の目標達成に向けて効率的・効果的に施策を展開し、経営収支の更なる改善及び長期に安定する経営基盤の確立に努めるとともに、今後も、技術革新の状況も注視し、費用対効果の高い施設の更新・耐震化を、国費も活用して計画的・効率的に実施されたい。また、一般財団法人神戸市水道サービス公社は営業強化により自主事業の確保に努めるとともに、水道事業では今後も民間委託になじむ業務については積極的に民間活力の導入を図られたい。

(7) 工業用水道事業会計

給水収益等の減により収入は前年度より減少したが、引き続き経費節減等に努めた結果、2億9千万円の純利益を計上している。しかし近年、産業構造の変化、水利用の合理化、受水企業の撤退などにより、経営環境は依然として厳しい状況にあり、新たな契約先の開拓による契約水量の確保が課題となっている。また、第3次改築事業での経年化施設の更新費用の増加への対応なども懸念される。企業誘致担当部局と連携し、より一層新規需要開拓の取り組みを推進されたい。また引き続き経営の効率化を図るとともに、経年化施設の計画的かつ適切な更新等により、工業用水の安定的供給の確保と経営基盤の強化に努められたい。

地方公営企業会計制度については、企業会計制度との整合性を図る観点等から昭和41年以来ほぼ半世紀ぶりに全面的な見直しが行われることとなり、そのうち「資本制度の見直し」については平成24年4月1日から、「会計基準の見直し」については平成26年度予算から適用されており、市民への財務情報提供の充実が図られている。さらに今後は、地方公営企業法を適用していない地方財政法上の公営企業（法非適事業）に財務規定の適用範囲を拡大する検討が国において進められているところである。

こうした見直しを活かして、経営効率を高め良質な行政サービスを継続して提供していくためには、内部に向けて経営に役立つ会計情報を提供する管理会計や原価管理の手法を導入し、事業の経営成績や財政状態を的確に把握することが不可欠である。各公営企業会計におかれては、こうした取り組みにより経営品質の向上に努められたい。

《 参考資料1 》： 地方公営企業会計制度等の見直しの全体像

(総務省「地方公営企業会計制度の見直しについて」から抜粋)

I. 資本制度の見直し

改正済 (H24. 4. 1～)

II. 会計基準の見直し

改正済 (H26 年度予算～)

○ 会計基準の見直し

- 1 借入資本金： 借入資本金を負債に計上。
- 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等： 任意適用が認められている「みなし償却制度」は廃止。償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化。
- 3 引当金： 退職給付引当金の計上を義務化。退職給付引当金の算定方法は、期末要支給額によることができることとする。
- 4 繰延資産： 新たな繰延勘定への計上を認めない。
- 5 たな卸資産の価額： たな卸資産の価額については、時価が帳簿価額より下落している場合には当該時価とする、いわゆる低価法を義務付け。
- 6 減損会計： 地方公営企業会計に、公営企業型地方独法における減損会計と同様の減損会計を導入する。
- 7 リース取引に係る会計基準： 地方公営企業会計に、リース会計を導入する。
- 8 セグメント情報の開示： 地方公営企業会計に、セグメント情報の開示を導入する。
- 9 キャッシュ・フロー計算書： キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付ける。
- 10 勘定科目等の見直し
- 11 組入資本金制度の廃止（資本制度の見直しの積み残し）

○ 会計変更に伴う経過措置等

III. 財務規定等の適用範囲の拡大等

- 水道・交通等法定7事業及び病院事業以外の事業への財務規定等の適用拡大

IV. その他の検討事項

- 地方公営企業の設置及び経営の基本に関する条例
○ その他（2以上の事業を通じて1の特別会計を設けることのできる特例の拡大 等）

今後対応

《 参考資料2 》： 用語解説

1. 制度会計（財務会計）： 外部に会計情報を表示することを目的とする会計。
2. 管理会計： 内部に向けて経営に役立つ会計情報を提供することを目的とする会計。
3. セグメント情報： 事業管理目的及び外部報告目的を達成するために、事業の業績と経営資源を区分する単位をいう。セグメントは、業績情報を管理・集計する単位として企業内部で利用される業績評価単位としての事業セグメント、利害関係者への情報開示目的で利用される報告単位として報告セグメントからなる。
4. キャッシュ・フロー計算書： 一事業年度のキャッシュ・フローの状況を、一定の活動区分別に表示した報告書である。発生主義会計に基づき作成される損益計算書では、収益は現金収入の時ではなく、実現の時（例えば、サービス提供時等）に認識されることから、収益・費用を認識する時期と現金の収入・支出が発生する時期とに差異が生じることとなるが、キャッシュ・フロー計算書の導入により、この現金の収入・支出（資金の流れ）に関する情報を得ることが可能となる。

（「公営企業の経理の手引き」（地方公営企業制度研究会著）から抜粋）